

議案第 99 号

監査委員条例の一部を改正する条例

令和 2 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

監査委員と議会の監視機能の役割分担を明確にするとともに、監査委員の独立性及び専門性をより強化することを目的として、議員のうちから監査委員を選任しないこととするため、この条例案を提出するものです。

監査委員条例の一部を改正する条例

監査委員条例（昭和52年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第195条第2項」を「第196条第1項ただし書、第200条第6項」に改める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（議員のうちから選任される監査委員）

第3条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正）

2 非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項を次のように改める。

監査委員	代表監査委員	年額 285,000 円	
	識見を有する委員	年額 250,000 円	

監査委員条例（昭和52年条例第19号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第196条第1項ただし書、第200条第6項及び第202条の規定に基づき、法及びこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(議員のうちから選任される監査委員)</u></p> <p><u>第3条 監査委員は、議員のうちから選任しない。</u></p> <p>(定例監査)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(財政援助を与えているもの等に対する監査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算等の審査)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第195条第2項</u>及び第202条の規定に基づき、法及びこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定例監査)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(財政援助を与えているもの等に対する監査)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(決算等の審査)</p> <p>第6条 (略)</p>

(現金出納の検査)

第8条 (略)

(公表及び告示)

第9条 (略)

(書記の定数)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

(現金出納の検査)

第7条 (略)

(公表及び告示)

第8条 (略)

(書記の定数)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）新旧対照表

（監査委員条例（昭和52年条例第19号）の一部を改正する条例附則第2項による一部改正）

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
監査委員	代表監査委員	年額 285,000円		監査委員	識見を有する委員	年額 285,000円	
	識見を有する委員	年額 250,000円			議会選出委員	年額 156,000円	
消防団	団長	年額 110,000円	町長の職にある者の旅費相当額	消防団	団長	年額 110,000円	町長の職にある者の旅費相当額
	副団長	年額 90,000円			副団長	年額 90,000円	
	分団長	年額 80,000円	7級から4級の職にある者の旅費相当額		分団長	年額 80,000円	7級から4級の職にある者の旅費相当額
	副分団長	年額 73,000円			副分団長	年額 73,000円	
	分団部長	年額 66,000円	3級から1級の職にある者の旅費相当額		分団部長	年額 66,000円	3級から1級の職にある者の旅費相当額
	分団班長	年額 59,000円			分団班長	年額 59,000円	
	団員	年額 53,000円			団員	年額 53,000円	
備考（略）				備考（略）			